

慶長検地後の琉球王国の貢租制度

山本, 弘文 / YAMAMOTO, Hirofumi

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

73

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

235

(終了ページ / End Page)

265

(発行年 / Year)

2005-07-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003286>

慶長検地後の琉球王国の貢租制度

山 本 弘 文

はじめに

15世紀から16世紀にかけて南西諸島全域を統一した琉球王国は、慶長14年（1609）の薩摩藩の侵入と慶長検地（慶長14年～16年）によって奄美諸島を分割され、石高による産物の査定と貢納を強制された。沖縄本島以南の石高は89,086石（うち王府蔵入高は5万石）とされ、これに基づいて薩摩藩への高掛り納物と、間切村々や諸地頭から王府への公儀上納（貢租や高懸り賦課）が課せられた。

しかし王府から薩摩藩への、村々や諸地頭から王府への、このような石高賦課の貢納や貢租は、既存の土地制度（地割制度）とそれに基づく賦課制度を破壊したり、検地・名寄帳に基づく賦課を制度化するものではなかった。間切内の村々は、慶長検地に基づく検地帳や名寄帳の作成後も引続き地割制度を維持し、名寄帳にかかわりなく、人頭や1地・2地等の地割配当に基づいて貢租を配賦したのであった。頻繁な旱魃や台風などのきびしい気候・風土のもとで営農を余儀なくされた南西諸島では、村落による耕地・杣山などの総有（固定的な持分を認めない村落総体の所有）と地割制度に基づく強い共同体の結合が、村々と住民生活を支える不可欠の要件であった。以下本稿では、先に執筆した『南島経済史の研究』（1999年、法政大学出版局）や「石高賦課と人頭賦課—琉球王国の貢租制度について—」（沖縄国際大学南島文化研究所編『近世琉球の租税制度と人頭税』所

収、2003年)などに続いて標記の問題を取上げ、検討を進めることにしたいと思う。

1. 慶長検地と石高の査定

18世紀の中頃、王府によって編纂されたとみられる「御当国御高并諸上納里積記」⁽¹⁾によれば、琉球王国の慶長検地は、薩摩本藩の慶長検地(慶長16年)と同じ6尺5寸竿で田畠、屋敷、杣山などを丈量し、村位を上、中、下、下々の4等級、田畑の地位を5等級に分けて石高の査定を行った。適用された石盛は上村の上田=玄米1石6斗、上村の上畠=大豆1石2斗、以下村位や地位が一段下がるごとに2(斗)下がりとされた。太閤検地と異なり6尺5寸竿を用いたのは薩摩本藩の慶長検地と同じであったが、田の高結びを玄米1石=高1石、畠の高結びを大豆1石=高1石としたのは、本藩慶長検地の高結び(粃・大豆1石5升=高1石)とも違う特異なものであった。

ところでこのような村位や地位は、現実にどのように適用されたのであろうか。先年、沖縄県教育委員会によって発見された「久米具志川間切西銘村名寄帳」(島尻郡久米島上江洲智元家文書)によれば、この西銘村は中村の村位を適用され、上田の反収=玄米1石4斗、上畠=大豆1石と査定されている。しかしこのような査定は明治期の反収からいっても、全く架空のものとしか言いようのないものであった。たとえば明治37年の『沖縄県統計書』によれば、最も反収の多かったのは、沖縄本島の金武(9斗)、国頭(9斗7升5合)、羽地(9斗9升6合)、本部(1石5升)などの間切で、久米具志川間切は5斗8升、仲里間切は6斗に過ぎなかった。「西銘村名寄帳」に見える上田=1石4斗(中田=1石2斗、下田=1石)などといった反収は、以上のような明治37年の反収からいっても、およそありえなかったといわなければならないのである。

しかしこのような過大な石盛が、直ちに王国内の生産量に対する過大評

価を意味するかどうかについては、なお疑問の余地がある。というのは、この慶長検地の際の田畠・屋敷・柚山などの丈量に、大幅な縄延び（丈量面積の過小査定）があったのではないかと思われるからである。事実、『沖縄県史』第21巻所収の「沖縄県旧慣租税制度参照巻」によれば、慶長検地に基づく名寄帳の田畠反別（田26,621反、畠61,284反）に対して、乾隆内検（乾隆2年～15年の内検）の竿入帳の反別（田60,557反、畠153,553反）が、2.3倍（田）ないし2.5倍（畠）にのぼったことが明らかにされている。しかしこの増加分をすべてその間の仕明地しあけちとみるのは困難であり、慶長検地の際の縄延びによる丈量漏れの分を含んでいたのではないかと思われるからである。いま仮りにこのような推測が成り立つとすれば、慶長検地によって査定された石高が、当時の総生産量を上回る過大なものだったと即断するのは、困難といわなければならないであろう。「琉球産業制度資料」後編（小野武夫編『近世地方経済史料』第10巻）所収の史料「諸地頭地付届之事」（同書 pp.294～298）や、乾隆内検時の久米具志川間切の仕明地もこのような推測を可能にする⁽²⁾。いうまでもなく16世紀末以降の石高制下の検地は、田畠、屋敷、芝地等の産物をすべて玄米に換算して石高を定めたものであり、査定された石高が、親藩・譜代・外様などの藩領の差異や気候・風土などによって、多かれ少なかれ実体と乖離したことは否定できなかった。とりわけ琉球王国の慶長検地は、地理や気候・風土に不案内な侵入者によって行われ、住民の協力も得られない杜撰なものであった。しかしその査定石高が、どの程度実体から乖離したものだったかを解明することはきわめて困難であり、ここでは残念ながら、慶長検地の問題点を指摘するにとどめなければならない。

2. 薩摩藩への貢納

慶長検地の終了に伴い薩摩藩は、奄美諸島を直轄領に編入するとともに、琉球王国に対して各種だしものの産物を賦課した。『近世地方経済史料』第10

巻所収の「大和上納付届之事」によれば、出物は慶長16年当初、上木・上草わき かしの納として、特産の芭蕉布、上布、下布、唐芋からむし、綿子めんす、筵、赤綱、黒綱、牛皮を指定したが、同18年には代銀30貫目に改め、元和3年(1617)には高掛り出米(高1石に付き銀8分、米代納を認め、積船を薩摩から提供)とした。出物米の分量は元和6年から年々の取決めとしたが、宝永6年(1709)以後は高1石に付き8升1合、運賃を加えて1斗1升4才と決め、王府、知行衆から積み登すこととした、運賃は従来王府の負担であったが、天和2年(1682)からは知行衆も負担を命ぜられた。「大和上納付届之事」はこの出米について、「御国元給人並」に賦課され、江戸参勤の供奉衆ごふの旅行負担米に当てられるとのことと述べている。年間の負担量は、寛永内検と享保内検の際の盛増を加えた享保目録高の場合、次のような膨大なものとなった。事実「御国元給人並」の出米とはいっても、その36パーセントにもものぼった運賃負担は、本藩給人の負担をはるかに超えるものであった。

享保目録高	94,230石70094
出 米	7,632石68678
運 賃 米	2,736石45955
合 計	10,369石14633

そのうえ宝永6年(1709)からはさらに、高1石に付き1升1合の賦米(賦役負担者への給米用)とその36パーセントにのぼる運賃米の上納が課せられた。享保目録高にもとづく出米と運賃米は次のとおりであった。

賦 米	1,036石53771
運 賃 米	372石21127

また以上のような石高賦課の納米のほか、寛永12年(1635)から牛馬1疋に付き銀2分5厘(のち銀2分に変更)の上納を命ぜられ、牛馬22,987疋の牛馬銀4貫597匁4分に対する代米、115石46276と運賃41石39231の上納を余儀なくされることになった。

以上のような薩摩藩への貢納に対して、王府や地頭への貢租の上納はど

のようになっていたのであろうか。次にこの問題について検討してみることにしたと思う。

3. 公儀上納と地頭作得の例式

慶長検地の後、王府は、王族や有功の士族に^{アジ}按司地頭、^{アジ}総地頭、脇地頭の身分と給地（地頭地）、^{ぶやく}夫役や^{ぶせん}夫銭などを徴収できる所領（按司地頭、総地頭は1間切、脇地頭は1村）を付与した。17世紀末頃の公文書と思われる「諸地頭地付届之事」⁽³⁾によれば、地頭地の公儀上納（高懸り出米）は、百姓地並みの定代^{ていだい}（石高に対する定率賦課）および諸出米とされたが、百姓仕得^{しとく}（百姓取分）と地頭作得（地頭への貢租）は、^{しょうまい}正米、正雑穀の3分の1（百姓仕得）および残余（地頭作得）とされた。次の史料は、康熙30年（1691）当時の地頭数と作得算定の例式である。

（前略）

- 一 諸地頭之儀、^{がかり}按司掛38ヶ所、惣地頭41人、脇地頭292人
- 一 作得組立之仕様左に記す

但 康熙30年（元禄4年辛未）諸地頭

作得帳御改被置候

仮令

田方23石2斗8升9合6勺2才<sup>(何按司掛
何里主掛)</sup>

内 21石6斗9升2合 本高⁽⁴⁾

1石5斗9升7合6勺2才 增高⁽⁵⁾

かや 659丸き 但 5升廻

正米 32石9斗5升

内 12石6斗7升4合9勺2才 公儀上納

11石2斗4升9合6勺1才 代納口米籠^{くちまいこもる}

6斗2升4合3勺9才 賦米

6斗9升1合6勺2才 荒欠地出米

1升5合3勺	うきどく 浮得出米
9升4合 <small>(牛馬出米は間切々々相替候)</small>	牛馬出米
10石9斗8升3合3勺3才	百姓仕得
9石2斗9升1合7勺4才	按司作得 地頭作得
畠方16石9斗6升7合6勺	

内

かや 393丸き	但 1升5合廻
正雑石 5石8斗9升5合	
8升3合4勺9才2分5厘	押入代
1石4斗4升5合	公儀上納
1石9斗6升5合	百姓仕得
2石4斗8升5合	按司作得 地頭作得

但 四出米之外に相掛り候出米は、作得之内より出候也

以上によれば公儀上納は、石高に対する定率賦課（定代）に口米、賦米などの諸出米を加えて算出されたが、百姓仕得と地頭作得（地頭への貢租）は古琉球時代の衡量法（かや、丸き、つか^(東)）⁽⁶⁾とその換算（田方1丸き=5升、畠方1丸き=1升5合）によって正米、正雑石を算出し、百姓仕得はその3分の1、地頭作得は公儀上納と百姓仕得を差引いた残余とされた。いいかえれば、石高（本高+増高）に賦課されるのは、公儀上納のみであって、百姓仕得や地頭作得は、本高+増高とは無関係の正米、正雑石に基いて算定されたのであった⁽⁷⁾。

他方、間切や村の地方役人（地頭代^{じとうだい}、^{ぶじとう}夫地頭、さばくり）にも職務により役地（おえか地）が与えられた。上記の史料に続く「おえか地付届之事」によれば、おえか地は検地帳のうちから差分けて、夫地頭やさばくりへ施給するもので、自ら耕し、百姓地並みの定代と諸出米を上納し、残りを取付することになっていた。また里持^{さと}ちの夫地頭は、所管の村^{しやうず}の正頭（15~50歳の男女）に年2度ずつの夫役や夫銭を賦課することができた。以下は、康熙30年当時の夫地頭数と夫地頭仕得算定の例式である。

(前略)

一 夫地頭166人、内4人里持、55人里無、7人両惣地頭より差分け被下置由候

一 夫地頭仕得取立様左に記す

仮令

田方	2石7斗0升2合7勺3才	何大屋子 ^{うふやく}
内	2石5斗1升7合3勺3才	本高
	1斗8升5合4勺	增高
かや	62丸き 但 5升廻	
内		
	1石5斗8升0合3勺4才	公儀上納
内		
	4斗5升 代押入	
	1石2斗4升0合5勺5才	代納口米込る
	1斗4升8合8勺5才	賦米
	1斗6升4合8勺8才	荒欠地出米
	3合6勺5才	浮得米
	2升2合4勺1才 (牛馬出米は間切へ相渡候)	牛馬出米
	1石5斗1升9合6勺6才	大屋子仕得
畠方	6石8斗9升4合6勺2才	右同人
内	6石4斗2升1合6勺6才	本高
	4斗7升2合9勺6才	增高
かや	151丸き3束 但 1升5合廻	
正雑石	2石2斗6升9合5勺	
内		
	5斗2升0合4勺1才	公儀上納
	1石7斗4升9合0勺9才	大屋子仕得

4. 久米具志川間切の作得帳

上記の諸地頭作得組立の例式は、当時、王国内の諸地頭地に普く適用されたものと思われる。康熙30年「久米具志川間切諸地頭作得帳」（与世永家文書）も、上記の例式に忠実に則って作成されている。それによれば当時具志川間切には、按司地頭1名、総地頭1名、脇地頭1名と夫地頭6名が存在した。いまそのうち総地頭と夫地頭のうち1名の作得帳を紹介すれば、次のとおりである。

	(前略)	
田方	31石7斗5升3合5勺5才	久米具志川 里主所
内	29石5斗7升5合3勺3才	本高
	2石1斗7升8合2勺2才	增高
かや	12 かや23丸 但 4升廻	
正米	48石9斗2升	
内	10石7斗3升4合7勺6才	公儀上納
内	^{2斗8升代} 9石6升8合8勺1才	代之納口米籠
	6斗7升6合8勺5才	賦米
	7斗4升9合7勺2才	荒地欠地出米
	1升6合5勺8才	浮得出米
	2斗2升2合8勺	牛馬口米
	16石3斗6合6勺7才	百姓仕得
	21石8斗7升8合5勺8才	地頭作得
畠方	11石8斗8升6合1才	同人
内	11石7升6勺6才	本高
	8斗1升5合3勺5才	增高

かや 3 かや19丸6束 但 1升4合廻

正雑石 4石4斗7升4合4勺

内

^{1斗4升代}

1石6斗9升7合3勺2才 公儀上納

1石4斗9升1合4勺7才 百姓仕得

1石2斗8升5合6勺1才 地頭作得

田方 10石9升2合3勺1才 山里
大屋子

内 9石4斗 本高

6斗9升2合3勺1才 增高

かや 3 かや18丸き 但 3升5合廻

正米 11石1斗3升

内

3石3斗9升8合9勺4才 公儀上納

内

^{2斗8升代}

2石8斗8升2合3勺6才 代之納口米籠

2斗9合8勺5才 賦米

2斗3升2合4勺5才 荒地欠地出米

5合1勺4才 浮得出米

6升9合1勺4才 牛馬口米

7石7斗3升1合6才 大屋子作得

畠方 3石4斗3升7合8勺3才 同人

内 3石2斗2合 本高

2斗3升5合8勺3才 增高

かや 1 かや28丸き7束 但 1升4合廻

正雑石 1石8斗1合8勺

内

^{1斗4升代}

4斗9升9勺2才 公儀上納

表 1 康熙30年久米志川間切諸地頭作得帳 (田方)

(田方)	石	高	か	や	正	米	公儀上納	百姓仕得	地頭作得
具志川 按司 懸	石	48.94268	かや・丸・束 16・15・9		石	64.63600	石 15.74537	石 21.54533	石 27.34529
			(1丸=4升)		(100.0)	(24.4)	(33.3)	(42.3)	
具志川 里主 所	石	31.75355	12・23・0		石	48.92000	10.73476	16.30667	21.87858
			(1丸=4升)		(100.0)	(22.0)	(33.3)	(44.7)	
仲地 里主 所	石	13.71338	3・69・0		石	12.91500	4.40097	4.30500	4.20903
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(34.1)	(33.3)	(32.6)	
山里 大屋 子	石	10.09231	3・18・0		石	11.13000	3.39894	—	7.73106
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(30.5)	(0)	(69.5)	
仲村 大屋 子	石	10.09232	3・37・7		石	11.81950	3.36375	—	8.45575
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(28.5)	(0)	(71.5)	
上江洲 大屋 子	石	11.05860	3・33・0		石	11.65500	3.70315	—	7.95185
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(31.8)	(0)	(68.2)	
大田 大屋 子	石	12.08500	3・38・2		石	11.83700	3.96015	—	7.87685
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(33.5)	(0)	(66.5)	
山城 大屋 子	石	8.56773	3・21・5		石	11.25250	2.95392	—	8.29858
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(26.3)	(0)	(73.7)	
浜川 大屋 子	石	10.19968	3・35・4		石	11.73900	3.40272	—	8.33628
			(1丸=3.5升)		(100.0)	(29.0)	(0)	(71.0)	

表2 康熙30年久米县志川間切諸地頭作得帳 (島方)

(島方)	石	高	か	や	正	公	百	地
	石	石	石	石	石	石	石	石
具志川 按司 懸	—	—	—	—	—	—	—	—
具志川 里主 所	11.88601	3・19・6 (1丸=1.4升)	4.47440 (100.0)	1.69732 (38.0)	1.49147 (33.3)	1.28561 (28.7)		
仲地 里主 所	3.36982	1・99・1 (1丸=1.4升)	2.78740 (100.0)	0.48121 (17.3)	0.92913 (33.3)	1.37706 (49.4)		
山里 大屋 子	3.43783	1・28・7 (1丸=1.4升)	1.80180 (100.0)	0.49092 (27.2)	—	1.31088 (72.8)		
仲村 渠 大屋 子	3.23311	90・2 (1丸=1.4升)	1.26280 (100.0)	0.46169 (36.6)	—	0.80111 (63.4)		
上江 洲 大屋 子	3.21092	84・0 (1丸=1.4升)	1.17600 (100.0)	0.45852 (39.0)	—	0.71748 (61.0)		
大田 大屋 子	1.23827	59・2 (1丸=1.4升)	0.82880 (100.0)	0.17683 (21.3)	—	0.65197 (78.7)		
山城 大屋 子	5.42766	1・12・4 (1丸=1.4升)	1.57360 (100.0)	0.77507 (49.3)	—	0.79853 (50.7)		
浜川 大屋 子	2.97042	98・3 (1丸=1.4升)	1.37620 (100.0)	0.42418 (30.8)	—	0.95202 (69.2)		

1石3斗1升8勺8才 大屋子作得

以上のうち久米具志川里主所は、按司地頭と共に具志川間切を併給された総地頭、山里大屋子は山里村に役地を持つ夫地頭である。按司地頭、脇地頭とその他の夫地頭の史料は煩雑のため省略し、表1と表2に一括掲載した⁽⁸⁾。

以上に例示した具志川里主所（総地頭）と山里大屋子（夫地頭）の作得帳によれば、王府への公儀上納は、それぞれ性格が異なるとはいえ（前者は給地高に賦課される出米・雑穀、後者は自作高に賦課される年貢）、いずれも石高に賦課するかたちをとっていたが、前者の地頭作得（地頭への年貢）や後者の地頭作得（自作地手取り）は、石高とは無関係な正米・正雑穀から公儀上納と、総地頭の場合はさらに百姓仕得を差引いたものであった。そしてこの点は他の地頭地の場合も同様であった。いいかえれば琉球王国では、慶長検地によって査定された石高は、王府と薩摩藩、王府と諸地頭や間切村々との間の貢納関係を規定するものとはなかったが、百姓仕得や地頭作得まで規制するものではなかったといえるのである。慶長検地後80年を経た康熙30年の時点において、なお古琉球時代の衡量法が公認、現用されていた事実に注目しなければならないであろう。

5. 間切村々の石高と貢租

戦火によって多くの史料を失った沖縄では、標記の問題を解明する史料を発見することはきわめて困難である。しかし幸い、先年の久米島調査の際、閲覧の機会を得た乾隆12年「久米具志川間切（諸村）田方取納帳」、同「畠方取納帳」（与世永家文書）⁽⁹⁾は、この問題の解明に一定の手がかりを与えるように思われる。以下、同史料の検討によって、久米島具志川間切の村々の貢租負担について考察してみたいと思う。

この史料が作成された乾隆12年（1747）は、康熙30年の約半世紀後に当たり、17世紀後半に始まった農村内部の変化にともない、薩摩藩の享保内

検（享保9～12年〈1724～27〉）に準じて、領内の総内検（いわゆる元文検地または乾隆検地）が行われた時期であった。周知のように薩摩藩の享保改革は、領内の耕地と労働力の不均衡を是正して増収をはかるため、薩隅日全域にわたって、大規模な人配を軸とした郷村と門の再編成を行い、近世的な門体制を確立したものであった。琉球においてもこのような本藩の方針に沿って、乾隆2年（1737）から乾隆15年にわたり、田畠、杣山などの綿密な丈量と間切や村々の支配替をともなう、総内検が行われた。久米島においても乾隆11年に全島の内検が行われ、翌12年にはその結果に基づいて村々の「田方取納帳」や「畠方取納帳」が作成されることになったのである。そのうち現存するのは具志川間切の分であるが、その内容は、内検の際の間切替えによって仲里間切から具志川間切に編入された嘉手刈村と、既存の8か村（上江洲村、山里村、仲地村、具志川村、西銘村、なかなだかり仲村渠村、かねぐすく大田村、兼城村）について、地頭地、おえか地、のろくもい地、仕明地、百姓地の石高と王府への上納米、雑穀量などを書き上げたものである。いずれも芭蕉紙を用いた袋とじの帳簿で、前者は35丁、後者は11丁から成っている。かなり膨大な量にのぼるため、そのうちの一村の内容と全村の総括表を掲載することにしたいと思う。

(前略)	() 内は筆者の注
(田方取納帳)	具志川村
本高 155 石 8 斗 9 升 7 夕 7 才	(慶長検地の石高)
内 5 斗 9 升 6 合 7 夕 1 才	仕明
田方 167 石 3 斗 7 升 2 合 1 夕 4 才	(寛永盛増後の石高)
納米 46 石 9 斗 9 升 5 合 4 夕 7 才	(田方の定代と口米)
高 209 石 9 斗 2 升 9 合 4 夕 4 才	(田畠石高)
内 畠方 42 石 5 斗 5 升 7 合 3 勺	
出米 7 石 9 斗 3 升 7 合 4 夕 3 才	四出米
同 1 石 2 升 6 合 8 夕 5 才	牛馬口銀代米

右之内

本高	43石7斗3升5合3夕2才	按司掛
田方	46石9斗5升6合4夕3才 <small>2斗8升代</small> 納米 13石4斗1升7夕6才	
本高	1石8斗5升	同人
田方	1石9斗8升6合2夕5才 <small>2斗3升代</small> 納米 4斗6升5合9夕7才	
高	48石9斗4升2合6夕8才	(田方2口計, 畠方は無し)
	出米 1石8斗5升5夕2才	四出米
	同 2斗3升9合4夕	牛馬口銀代米
本高	29石5斗7升5合3夕3才	具志川里主所
田方	31石7斗5升3合5夕5才 <small>2斗8升代</small> 納米 9石6升8合8夕1才	
高	43石6斗3升9合5夕6才	
	内 畠方 11石8斗8升6合1才	
	出米 1石6斗5升1才	四出米
	同 2斗1升3合4夕6才	牛馬口銀代米
本高	5石6斗4升	仲村渠掟
田方	6石5升5合3夕9才 <small>2斗8升代</small> 納米 1石7斗2升9合4夕2才	
高	8石8合7夕1才	
	内 畠方 1石9斗5升3合3夕2才	
	出米 3斗2合8夕1才	四出米
	同 3升9合1夕7才	牛馬口銀代米
本高	2石9斗6合6夕7才	具志川のろくもい
田方	3石1斗2升7夕5才	

	^{2斗8升代} 納米	8斗9升1合2夕9才	
高		3石2斗4升1合7夕1才	
	内 畠方	1斗2升9夕6才	
		出米	1斗2升2合5夕7才
		同	1升5合8夕6才
			四出米
			牛馬口銀代米
本高		5斗9升6合7夕1才	仕明
田方		6斗4升6夕6才	
	^{2斗8升代} 納米	1斗8升2合9夕7才	
		出米	2升4合2夕2才
		同	3合1夕3才
			四出米
			牛馬口銀代米
本高		12石8斗7升1才	百姓地
田方		13石8斗1升7合8夕9才	
	^{2斗3升代} 納米	3石2斗4升1合6夕8才	
本高		58石7斗1升6合7夕3才	百姓地
田方		63石4升1合2夕2才	
	^{2斗8升代} 納米	18石4合5夕7才	
高		105石4斗5升6合1夕2才	
	内 田方	76石8斗5升9合1夕1才	
		畠方	28石5斗9升7合1才
		出米	3石9斗8升7合3夕
		同	5斗1升5合8夕3才
			四出米
			牛馬口銀代米
ノ		米55石9斗5升9合7夕5才	

(畠方取納帳)

本高	39石6斗3升7合9夕7才
畠方	42石5斗5升7合3夕

具志川村

(慶長検地の石高)
(寛永盛増後の石高)

納雑石 6石7升7合1夕7才

右之内

本高 11石7升6夕6才

里主所

畠方 11石8斗8升6合1才

^{1斗4升代}

納雑石 1石6斗9升7合3夕2才

本高 1石8斗1升9合3夕3才

仲村渠掟

畠方 1石9斗5升3合3夕2才

^{1斗4升代}

納雑石 2斗7升8合9夕3才

本高 1斗1升2合6夕6才

具志川のろくもい

畠方 1斗2升9夕6才

^{1斗4升代}

納雑石 1升7合2夕7才

本高 26石6斗3升5合3夕2才

百姓地

畠方 28石5斗9升7合1才

^{1斗4升代}

納雑石 4石8升3合6夕5才

合 納雑石 6石7升7合1夕7才

表3 具志川間切各村田畠石高と公儀上納高

村名	田方石高	(うち百姓地石高)	公儀上納高	畠方石高	(うち百姓地石高)	公儀上納高
嘉手刈村	石 153.91581	石 (136.52769)	石 52.20824	石 39.92456	石 (32.39541)	石 4.37949
上江洲村	131.60368	(114.67437)	45.33097	50.46862	(45.58066)	7.20692
山里村	92.63027	(81.49293)	30.90932	32.57414	(29.13631)	4.65159
仲地村	134.93571	(93.24374)	44.53740	40.89488	(29.89286)	5.83979
具志川村	167.37214	(76.85911)	55.95975	42.55730	(28.59701)	6.07717
西銘村	251.37726	(225.71417)	86.40856	91.58080	(88.57745)	13.07774
仲村渠村	101.25174	(90.83016)	34.01844	36.53553	(33.30242)	5.21728
兼城村	127.93172	(103.75677)	43.90946	45.02059	(39.04896)	6.42895
大田村	128.12578	(108.45152)	43.91087	43.55576	(40.26969)	6.21976
合計	1,289.14411	(1,031.55046)	437.19301	423.11218	(366.80077)	59.09869

以上、具志川村の「田畠取納帳」のほか、具志川間切村々の石高と公儀上納高を紹介したが、それによれば、具志川村には当時、田方石高の45.9%、畠方石高の67.2%を占める百姓地のほか、按司地頭地と総地頭地およびおえか地、のろ地⁽¹⁰⁾、仕明地があった。これらについてはいずれも、慶長検地の石高に寛永12年の盛増（100石当たり7石3斗6升5合1才）を加えた石高に対して、田方は約34%、畠方は約14%の公儀上納（地頭地は高懸り出米・雑穀、その他の田畠は貢租米と雑穀）が賦課された。いいかえれば首里王府は、薩摩藩への出米の場合と同様に、慶長検地によって定められた石高と寛永の盛増に基づいて、地頭地や間切村々に高懸り出米・雑穀や貢租米・雑穀を賦課したのであった。それでは村々はこのような王府への出米・雑穀や貢租を、どのように農民たちに配賦したのであろうか。

6. 農民への賦課 —久米島の場合—

石高制度のもとでは、個々の農民への貢租の配賦は、名寄帳に記載された名請高なうけだかに基づいて行われた。では琉球王国でも、慶長検地の際に編成された名寄帳に基づいて、貢租の配賦が行われたのであろうか。しかし頻繁な田畠の割替えが行われた琉球王国では、慶長検地の際の名寄帳は急速に現用性を失ったうえ、割替のつどあらたに名寄帳を作成することも困難であった。そのため名寄帳は慶長検地以後、白蟻などによる破損の場合のほかはほとんど書換えられることもなく、貢租の賦課台帳としての機能を失うことになったのではないかと思われる。儀間ぎま、嘉手苺2か村の間切替ぎまに関する乾隆内検（乾隆11年）の史料（「久米具志川間切ぎま上江洲村高井上納差分帳」、与世永家文書）は、次のように伝えている。

（前略）

右儀間嘉手苺式々村百姓持田畠之儀、此中このじゆうも あい模合ニシテ頭高配分ニ而持来候故、此節御支配之儀、右持来候現地之通、竿入帳面ニも相立置候、依

之右式ヶ村名寄帳表之高并取納帳表上納，現地を以差分ヶ申候，且又嘉手
 苧村ハ具志川間切ニ相成，同^{うつじしよ}掟地所之儀も新規ニ^{おおせつけられ}組立被仰付，百姓地^{より}ハ
 組立候処，^{ほうぎり}方切^{やまぐすく}差分ニ付，山城掟地所繰替申候，其外ニも帳面之通地方
 繰替有之候

(中略)

右者儀間，嘉手苧式ヶ村之儀，此中田畠模合仕，頭配分ニ而持来候故，
 名寄帳表地境竿境，^{ぼうみやくいたしまかりあり}致亡却罷^{ただしかたまかりならず}在候付，糺方不罷成，当時所持仕候通竿
 入，右現地を以，御高并上納支配仕候，且又上江洲村之儀も，地境亡却之
 段同前候故，掟地所組立之儀，是又現地ニ而御高上納等差分置申候間，新
 帳不被下内ハ，^{より}来年右通被仰付置度く奉存候 以上

寅四月

御支配奉行
 恩河親雲上
 たまぐすくうえかた
 玉城親方

右之通有之候間，致問合候 以上

卯三月

高所

取納奉行

右之通有之候間，其付届可有者也

卯八月十九日

取納奉行 印
 ずけらん
 瑞慶覧親雲上 印

久米具志川間切

さばくり中

引用の史料の主旨は，乾隆内検の折，具志川間切の山城村と仲里間切の
 嘉手苧村の間切替を行った際，嘉手苧村と隣村の儀間村は，従来，両村の
 田畠を共有し，頭割りで配分してきたため，名寄帳上の地境，竿境を忘却
 し，糺明できないので，現在の所持に基づいて分割し，石高および上納高
 を定めたというもので，上江洲村掟地の組立についても同様というもので
 ある。

このような「模合持」，「頭配分」，「名寄帳表地境竿境亡却」などの記録

は隨所に認められる。たとえば次のとおりである。

口上覚

高103石7斗5升6合7夕7才之内

一田高16石6斗1合8才

地5地、分ニシテ40分、但1分ニ付4斗1升5合2才7厘8ツツ

高38石5斗1升4合8夕1才之内

一畠高6石1斗6升2合3夕7才 但田地1分ニ付1斗5升4合5才924ツツ

外

田高87石1斗5升5合6夕9才

地26地2分、分ニシテ210分

畠高32石3斗5升2合4夕4才

右兼城村百姓持田畠之儀、往古より大田兼城式ヶ村ハ、名寄帳ニ^{かまいたく}無構地面振合、致配分来候処、三拾六年戊子年⁽¹¹⁾、各名寄帳表持畠ニ被仰付置候処、尔今^{いまに}不応人居、地方致持過、耕方不仕得、禿入候次第ニ而御座候間、百姓持畠高⁽¹²⁾之内右ニ差分ヶ置候通、^{ほかがき}外書之分ハ為持畠、本行之分^{もとのごとく}ハ何とぞ如本、大田村江寄地被仰付被下度、奉願候

乾隆三拾壹年⁽¹³⁾丁亥七月 ^{兼城村}百姓奉公人中

右之通有之候付、役々次書を以、御在番江遂披露、願通相濟申候也

右兼城村之儀、地方致持過、百姓疲行候付、田畠持過之分ハ如本大田村^(賦)江寄地被仰付、彼村より寄地之分、当村田畠高取添、惣頭数ニ致割府候^{かえつて}処、却而彼村よりも持不足ニ而、兼城村より申出之通、寄地被仰付候^(補)も、耕方ニハ差支不申候、此段堂尾申上候 以上

亥閏七月 ^{あつかい}大田村 嚙 役人

乾隆三拾五年十二月二日

一 当年具志川掟、山里掟おゑか地、両村地方見分之上、組立申候也

乾隆三拾七年壬辰登状表

- 一 右式ヶ村掟役新規ニ被取立候付、おゑか地之儀、百姓地之内より余村掟所並ニ組立候処、名寄帳表之地面覚得候者無御座、^{ただい}田代之差分ヶ不罷成、ならし代を以組立、御届申上置候付、左ニ記ス
具志川村
- 一 本高壺石ニ付式斗三升代、式斗八升代押入、式斗七升壺合壺
才九厘三毛式忽^{こつ}四^{かん}完
- 山里村
- 一 右同壺石ニ付式斗六升九合式夕六才五分六厘五毛壺^し糸九忽五
完

上記の乾隆32年の史料によれば、大田村と隣りの兼城村は、古来、名寄帳にかかわりなく地面を振り分け、配分してきたところ、乾隆33年戊子の年にはそれぞれ名寄帳記載の持畠とするよう仰せ渡された。しかし兼城村は現在でも人数不相応に耕地を持ち過ぎていて耕作できず、疲弊困窮の状態に陥っているので、百姓持の田畠のうち、上に書分けたとおり外書の分は自村持の田畠とし、はじめに書上げた分はどうか従来どおり、大田村へ寄託を仰せ付けくださるよう、お願い申しあげるといふものであろう。またそれに続く大田村役人の文書は、このような兼城村の申出を受入れても、村の総人口に割当てれば、却てまだ兼城村より持不足で、耕作にも支障がないというものである。すなわち両村の場合も、古くから名寄帳と無関係に田畠を配分し、人頭に照らして持過ぎの場合は、寄せ地として隣村に寄託してきたとみることができるのである。このような「地方持過」による耕地の寄託は、仲地村から山里村へも乾隆23年に行われ、後者の人手不足により33年に一部返戻されている（「間切中田畠取立帳」〈『球陽論叢』1986年、ひるぎ社〉へ解説収載）。

以上の報告書や願書によって明らかのように、当時具志川間切の各村では、田畠の配当は頭配分によって行われ、名寄帳上の記載はすでに住民の

記憶から失われたものとなっていたのであった。

他方、個別農民からの徴租の具体的な史料は、これまでのところ発見することができないが、耕地の頭配分の事実からいえば、それに応じて配賦されたものということができよう。忘却された名寄帳に基づくものでないことは、いうまでもないところである。なお仲里間切の関連史料はこれまで発見されていないが、同じ久米島の隣接の間切のため、ほぼ同様の状態だったものと思われる。

7. ^{ひがおんな}東御納村の地割と貢租—本島の事例—

表4 咸豊2年(1852年)正月東恩納村地割帳

保有者名	前保有高	割替相当高	持重(増)	引入(減)
たうノ屋, 島袋筑登之親雲上	10地	32地	22地	
前んたうノ屋, 平良筑登之	4.5地	7地	2.5地	
仲ノ屋, 登川筑登之	6地	5.5地		0.5地
新屋ノ屋, まい石川	5地	5地		
とんとうノ屋前, 石川親雲上	3.5地	4.5地	1地	
仲んたうノ屋, 仲宗根筑登之親雲上	3.5地	4.5地	1地	
上門ノ屋, 女かな	5.5地	4.5地		1地
東ノ屋, 女かま戸	2.2地 (2.5)	4.5地	2地	
屋良ノ屋前, 渡口大屋子	3地	4.5地	1.5地	
平良筑登之	4地	4.5地	0.5地	
おうくノ屋, こら平良	4地	4地		
松門ノ屋, かめ登川	5.5地	3.5地		2地
仲村渠ノ前, 登川筑登之親雲上	3地	3.5地	0.5地	
おかい小ノ屋, 登川筑登之	3地	3地		
蔵ノたうノ屋, 平良筑登之親雲上	2地	2.25地 (1.75)		0.25地
新屋小ノ屋, かまと登川	2.5地	2.5地		
いり小ノ屋, まつ仲宗根	2地	3地	1地	
長屋ノ屋, 平良筑登之親雲上	1.75地	2地	0.25地	
前門口ノ屋, 登川	3.25地	2地		1.25地
さくたいノ屋, こら比嘉	2地	2地		
下本ん門ノ, まお石川	2地	2地		
たつ口ノ屋, もら池原	2地	2地		
なかいり屋, 女かまと	1地	1.75地	0.75地	
渡口ノ屋, まつ石川	2地	2地		
となつノ屋, うし山城	2.25地	1.5地		0.75地

保 有 者 名	前保有高	割替配当高	持重 (増)	引入 (減)
川道ノ屋, ます仲宗根	1.5地	1.5地		
下道ノ屋, 平良筑登之	2地	1.5地		0.5地
東り大道ノ屋, 三ら登川	1.625地	1.5地		0.125地
前門ノ屋, まつし	1.625地	1.5地		0.125地
入口ノ屋, ます石川	1.5地	1.5地		
松下ノ屋, かまと仲宗根	1.5地	1.5地		
大道ノ屋, かまと登川	1.5地	1.25地		0.25地
公事ノ屋ノ屋, 女かまと	0.5地	1.25地	0.75地	
東り小ノ屋, 女かまと	1地	1地		
(石)				
祢ふノ屋, かまと宮城	1地	1地		
のろ殿内小ノ屋, かめ登川	1地	1地		
平良ノ屋, まつ平良	1.5地	1地		0.5地
上ノ屋, 女かめ	1地	1地		
上ノ屋名子, まつ比嘉	1地	1地		
松門東ノ屋, かめ楚南	1.5地	1地		0.5地
大道名子・女かめ	1地	0.75地		0.25地
松門いりノ屋, 女かめ	1地	1地		
しり名子, まつ	1地	0.75地		0.25地
松下名子・かまと仲宗根	1地	0.75地		0.25地
いりノ屋, まつ仲宗根	1地	0.5地		0.5地
伊森ノ屋, むと島袋	1地	0.5地		0.5地
蔵ん根, うし島袋	1地	0.5地		0.5地
東り上門ノ屋, 石川にや	0.5地	0.5地		
首里ノ屋, 城間筑登之	0.5地	0.5地		
さうじ原, こら比嘉	0.5地	0.5地		
祢神屋の, 女かめ	0.5地	0.5地		
前門名子, 女なへ	0.5地	0.5地		
前仲門ノ屋, 女かめ	0.5地	0.5地		
徳門ノ屋, 女かまと	0.5地	0.5地		
池ん根ノ屋, 女かまと	0.5地	0.5地		
仲か小ノ屋女かめ	0.5地	0.5地		
伊佐ノ屋, 女かめ		(0.5地)	0.5地	
大ん手ノ屋, 女かまと	1地	0.5地		0.5地
泊ノ屋, まつ登川	1地	0.25地		0.75地
川ノ屋, まつ平良	1.5地	0.25地		1.25地
まん仲ノ屋, 女まつ	(0.5地)	0.25地		0.25地
前なかいノ屋, 女かま	2地	0.25地		1.75地
しりノ屋, まつ島袋	0.5地	0.25地		0.25地
しり名子, ます	0.5地	0.25地		0.25地
蔵んとうノ屋, 女かま		(0.5地)	0.5地	
新里ノ屋, 女なへ		(0.25地)	0.25地	
合 計	124地	144地	35地	15地

(注) かつこ内の数字は, 原史料の数字のうち明らかに誤りと思われるものや欠落したものの, 訂正值である。

以上の表は、王国末期の東恩納村地割帳（小野武夫編『近世地方経済史料』第9巻所収）を整理したものである。これによれば本島中部の東恩納村では、19世紀中葉に至っても、地割によって各人の保有高が変る総有制的な割替を行っていたことが判明する。地割配当者66名のうち、前保有高と変りのない者は26名に過ぎず、他の40名は増減いずれかの変動となっている。なかには22地もの増配当を受けた者もあり、頭配分を基本とした久米島の場合とはかなり異なった階層分化の様相を示している。しかしいずれの場合も、検地名寄帳とは無関係の配当であった。同史料の末尾には、おえか人や検者、下知役による次のような文書が付されている。

右東恩納村の儀、疲入候付、地割直り被仰付候に付、頭御役、御登役々差越、家内の厚薄、人数の多少御見合、本行之通り割直り、如斯御座候、以上

子正月

五人さはくり

そうこうまくあた
惣耕作当

右之通相違無御座候、以上

子正月

検者 宮里親雲上

下知役 義元里親雲上

他方、このような地割配当地に対しては、一地当たり多様な貢租が賦課された。前掲書には、上記の地割帳に続いて、「東恩納村一地に対する賦課方」という頭注の下に、次のような賦課史料が掲載されている。

板札之仕様左之通

本文通、村中家内々々江、板札一枚宛相渡置申候、尤免数々儀^(之)は、家内之厚薄地方に応じ、高相立渡置候

覚

一地 弥石の屋ノ

かまと宮城

ふみたてかない
田方踏立叶

一米 2斗3升7合8勺5才

(内訳略)

島方踏立叶

一麦 1斗4升4合2勺3才

(内訳略)

尅地当高

一砂糖 72斤8合2勺6才

一棕^{しゅうかわ}柎皮 6合4才

一下^{ばしろう}わせを大縄 2合3勺3才

一中^{ばしろう}わせを大縄 3勺9才

一千かま 7才

一わらひ葛 7才

一かま筵 1勺7毛

一楮皮 1合8勺

一か治すみ 3斤8合8勺

一真竹 3勺2才

一炭 71斤5合2勺8才

一薪木 6合3勺9才

一炬竹 8勺6才

右一年之上納分賦り置相渡候間、間切より様子次第無間違可相納候、尤諸
雜収之儀は、三年米を以相渡候故、増減有之候間、其心得可有之候、以上
子七月

検者 宮里^{ちくどの}筑登之親雲上

下知役 義元里^{さとぬし}之子親雲上

上記の文書は、咸豊2年の地割の際に1地を配当された、弥石ノ屋かまと宮城に対する賦課通知書である。この種の個別農民に対する通知書はきわめて少なく貴重なるものであるが、この事例によれば1地当たりの貢租は、米2斗3升7合余、麦1斗4升4合余のほか、砂糖、棕柎皮、芭蕉大縄、干がま、葛、楮、鍛冶用炭、真竹、炭、薪、たいまつ用の竹など多様

な上木類を含んでいた。このように東恩納村では、王国末期においても村落総有の地割配当に基づいて、貢租の配賦が行われたとみることができるのである。石高制に固有な名寄帳に基づく賦課は、どこにも認めることができない。

以上のように本島では貧富の格差が進み、耕地の配当も不均等であったが、割替の際に配当高が変化する村落総有制は、引続き維持されていた。このことは名請地の世襲によって事実上の所有権の成熟が進んだ、石高制下の土地制度と大きく異なるものであり、沖縄諸島や先島諸島の土地所有権の確定（土地整理事業）が、20世紀初頭を待たなければならなかった大きな理由であった。他方、この間石高に基づく貢納や貢租の賦課は、先に述べたように薩摩藩と王府、王府と地頭地や村々の間にとどまり、個別農民に対する石高賦課を制度化することはできなかった。間切内の村々は、慶長検地に基づく検地帳や名寄帳の作成後も、引続き村落総有制を基本とした地割制度を維持し、名寄帳にかかわりなく、人頭や1地、2地等の地割配当に基づいて貢租を配賦したのであった。

8. 農民への賦課—先島諸島の場合—

宮古、八重山諸島の貢租制度は、明治36年（1903）1月の地租条例の公布まで、長期にわたって人頭賦課の制度（琉球処分後は人頭税制）を維持した。前掲の「御当国御高並諸上納里積記」は、「両先島上納之事」として次のように述べている。

宮古島上納之儀、寛永二（天啓五）乙丑年、^{たまなは}玉那覇親雲上渡海ニて物成究之時、^{だいがけ}代懸を以納粟貳千百五拾四石五斗二升二才取立有之、右之内より反物御用分ハ御買入之筋ニ被仰付置候処、寛永拾三（崇禎九）丙子年、御当国初て人数改有之、其翌年より^{ずがけ}頭懸之配当ニ被仰付置候（中略）

八重山嶋上納之儀、以前納米取立様、^{しか}然と不相見得由候、^{しかるところ}然処宮古島之格ニシテ、納米之内より反物御用分、代引合ニて取立、頭懸之配当ニ被

仰付置候

以上によれば宮古島では当初定率貢租として、粟2,154石余を取立て、そのうちから反物御用分を買入れていたが、寛永13年に人数改を行い、翌14年（1637）から人頭賦課とするよう命ぜられた。八重山島の場合も、当初は詳細不明ながら、納米取立が行われていた由であるが、その後宮古島の例に倣って納米のうちから反物御用分を換算で取立て、人頭配賦とするよう仰せ付けられることになったというものである。同書および「沖縄県旧慣租税制度」（『沖縄県史』21巻所収）によれば、両島の上納貢租は、寛永14年以後つぎのようなものとなった。

宮古島

高 12,458石（石未満切捨）
 貢租粟 4,599石
 内 1,939石 粟納
 2,659石 反布代納

八重山島

高 6,637石（石未満切捨）
 貢租米 3,089石
 内 1,286石 米納
 1,802石 反布代納

両島とも反布代納が粟納や米納を上回ったが、島民への賦課は上記のように寛永14年以降、頭懸（人頭賦課）によって行われた。すなわち宮古島では、15歳から50歳までの男女を上男女（21～40歳）、中男女（41～45歳）、下男女（46～50歳）、下々男女（15～20歳）の4段階に分けて賦課率を定めたが、その際士族、おえか人とその家族および子孫の一部を免除したり、比較的簡易な白布の製織を課し、庶民男女に細上布などの複雑な製織を命じたため、一般島民への負荷をさらに加重することになった。

他方、このような貢租の人頭賦課は、製品や産物の質を高め、収納量を確保するため、労働過程に対するきびしい監督と強制を伴った。たとえば

宮古島の細上布・縮布の製織は、「織女ノ家ニ於テ織ルコトヲ許サズ、各村共ニ其ノ村番所ノ構内ニ三四ノ貢布小屋ヲ設ケ、担当織女及手叶ハ毎日爰ニ至リテ、村吏カ監督ノ下ニ織立ニ従事セリ」(『県史』21, p.244)。また八重山島の場合も「式拾^{よみ}樹^紺細^細上市^赤ノ^{かせ}認^ハ(14)、石垣、登野城、大川、真^え栄^{きと}里、平^{ひら}得^え、宮^{みや}良^ら、白^{しら}保^ぼ、大^あ浜^{らかわ}、新^{あら}川^{かわ}ノ九ヶ村ニ限り分賦ス、蓋シ此等ノ反布ハ最モ嚴重ナル監督ヲ要スルモノトシテ、^{くらもと}蔵元附近ノ処ニアラザレバ、絶ヘズ注意ヲ与フルコト能ハザルヲ以テナリ」(同書 p.255)と述べている。

また農耕についても作付や農作業に対して、立ち入った指示や監督が行われた。たとえば乾隆33年(1768)「与世山親方八重山島農務帳」(『沖縄県史料、前近代6』所収)は、「農事手入之事」として、おえか人に対し所管の村々の百姓持の畠を一々帳面に書きとめ、持不足の者には家内人数に応じて仕明を重ねさせ、年々の諸作物の植付、蒔入を次のように指示せよと命じ、粟、麦、芋、菜種子の作付面積を定めている。また1月から12月までの農作業を事細かく定め、耕作の指示監督については、村出口に番屋を作っておえか人に出勤して作人たちを作場へつれだし、作業を監督させた。また作業繁多の時節には未明に村中で拍手木を打鳴らし、卯の刻には百姓を1人残らず作場へ追出すこととしている。このような指示は同治13年(1874)「八重山諸村公事帳」(『石垣市立八重山博物館紀要』創刊号所収)にも認められ、遅出の者は「科鞭五ツ」と定められている。

以上のような米粟・織布の人頭賦課と、その質量の確保のための、労働過程に対するきびしい監督と強制は、生産物貢租の上納責任を条件として、労働管理自体を自己に委ねる石高制度とは、異質のものといわなければならないであろう。

あとがき

慶長検地以後の琉球王国の貢租制度は、これまで本土の石高制度の導

入・定着と考えられてきた。たしかに検地を通じて王国の石高を定めた薩摩藩は、その査定石高に基づいて高懸り納物を王府に賦課し、王府もまた領内の地頭や間切村々に、薩摩藩の査定した石高に基づいて、高懸り納物や貢租を賦課した。しかし頻繁な旱魃や台風などのきびしい気候・風土は、石高制成立の前提となる諸条件（田畠などの地目と地位、面積、反収などの安定性と個別農民の営農、年貢負担能力の自立）の成熟を困難にし、耕地・杣山などの村落の総有（固定的な持分を認めない村落総体の所有）と地割制に基づく強い共同体的結合を、村々と住民生活を支える不可欠の要件としたのであった。そのため間切内の村々は、慶長検地に基づく検地帳や名寄帳の作成後も、引続き固定的な持分を認めない地割制度を維持し、名寄帳にかかわりなく、人頭や1地、2地等の地割配当に基づいて貢租を配賦したのであった。このことは、名寄帳への登録によって名請地と名請人の結合を強め、事実上の所有権の成熟を進めた石高制下の本土農村と決定的に相違する点であった。このような事実に基づいて先に刊行した小著は、琉球王国時代の土地・貢租制度を擬似石高制と呼んだが、今回はあらためてこれを、総有地割制と規定し、結びとすることにしたいと思う⁽¹⁵⁾。

〈注〉

- (1) 『那覇市史、資料編第1巻の2』所収。
- (2) 乾隆内検の際の具志川間切の総石高1.712石2斗5升6合2勺9才のうち、仕明地石高は18石9斗8升2合8勺に過ぎなかった。『南島経済史の研究』p.82 参照。
- (3) 『近世地方経済史料』第10巻所収。
- (4) 慶長検地の石高。
- (5) 寛永12年の盛増（高1石当たり7升3合6勺5才01）。
- (6) 1かや=100丸き=1,000つか。
- (7) 田方の正米量が、過大な石盛に基づく石高を上回ったのは、縄延びによるものと思われる。逆に畠方の正雑石は石高を大幅に下回っているが、その理由はつまびらかでない。

- (8) 全地頭の作得帳については、『南島経済史の研究』p.60 以下を参照。
- (9) 解説のうえ、沖縄久米島調査委員会編『沖縄久米島 資料編』に記載。
- (10) 神事をつかさどる祝女（のろ）の役地。
- (11) 三拾三年戊子年の誤りと思われる。
- (12) 田畠高の誤りと思われる。
- (13) 三拾貳年丁亥七月の誤りと思われる。
- (14) 1 樹（よみ）は 1 手（ちゅちいー、経糸 8 本）の 10 倍（80 本）、20 樹は 1,600 本、総糸は苧麻糸。
- (15) 沖縄本島知念村の久高島では、1983 年の調査当ても耕地杣山などの総有制を維持し、法務省那覇地方法務局与那原支所へは、宅地や祝女殿内（のろどんち）の私有地以外は、すべて字久高区長の名義で登記されていた。

The Tribute System in the Ryukyuan Kingdom after the Keicho Land Survey

Hirofumi YAMAMOTO

《Abstract》

Over the course of the fifteenth and sixteenth centuries, the Ryukyuan Kingdom had succeeded in unifying the entire Southwest Island Archipelago. However, as a result of the Satsuma Invasion early in the seventeenth century (in 1609, the fourteenth year of the Keicho era, to be precise), the kingdom was forced to cede the Amami Islands and, further, to render tribute to Satsuma. This tribute was assessed according to a standard known as *koku-daka*, based on the results of the Keicho Land Survey.

In this survey, the values and amounts of various agricultural and other products were calculated in terms of unpolished rice, with the *koku* (approximately 180 litres) serving as the standard unit. Products from each and every village and all adult peasants were likewise assessed by the Keicho Survey and registered in an official roll (known as *Nayose-cho*). On the basis of these *koku-daka* registry lists, the royal court levied various forms of tribute on the villages.

In turn, each village determined the amount of tribute to be paid by individual peasants. This allotment from village members was, however, not set according to the *koku-daka* standard, but per capita or per unit of allotment of land, for, in the Ryukyu Kingdom, the holdings of individual peasants were frequently altered by allotment of land at the village level. Since the Southwest Islands were under constant threat from natural disasters, such as typhoons and drought, the common ownership of forest, field and arable land was vital for the continuing existence of the villages and the survival of the inhabitants. Thus, it is

clear that the frequent allotment of land was the fundamental basis for this common ownership. For this reason, it was impossible for the holdings of every peasant registered in the roll to function as the basis for tribute assessment. In this sense, it can be said that the Ryukuan Kingdom assessment system was not the *koku-daka* system as such, but a communal assessment system.